



字

答申第881号  
令和2年8月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和2年7月10日付け神行住第798号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市住民基本台帳事務に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
<特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して>

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないの  
で、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよ  
うに、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリス  
ク対策を上記評価書の記載内容に従い、確實に実行する必要がある。